吉野中 陸上部から2名　駅伝大会の奈良県代表に選出

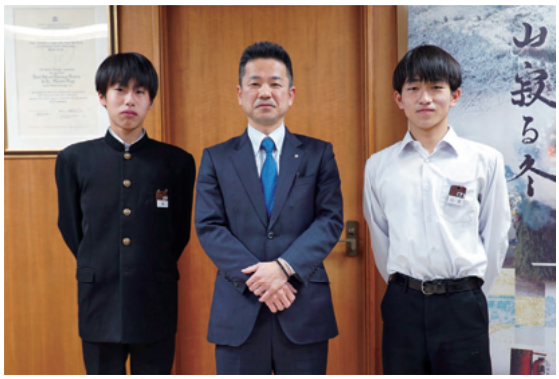

▶左から南月人さん、中井町長、山本聖琉さん

天皇盃
第27回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会

【開催日】　1月23日(日)

【選抜メンバー】　南月人 選手(吉野中3年)
山本聖琉 選手(吉野中3年)

吉野中学校陸上部3年の南月人さんと山本聖琉さんが1月に開催される「天皇盃第27回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会」の選抜メンバーに選ばれました。12月13日、大会を前に役場を訪れ、町長に大会への意気込みを伝えました。

この駅伝大会の中学生の走る区間は、2区と6区のそれぞれ3kmで、県内から5名の中学生が選出され、広島県で行われるコース試走合宿や奈良学園大学で行われる練習会を経て、2名の出場選手が決定となります。町長は「吉野中学校からこの駅伝大会に2名も選抜メンバーが選ばれるのは、初めてのことで大変うれしく思います。練習会や大会本番での他の選手との関わりは貴重な体験。ケガに気を付けて楽しんで大会に参加してください。」と激励しました。

令和3年度　中学生 税についての作文(吉野町長賞受賞)

【税を使って世界を一つに】

吉野中学校　2年　梶井　綾太

梶井　綾太 さん

日本は昔、苦しい状況に陥っていたことを知っていますか?第二次世界大戦によって日本の人々の生活は、とても苦しい状況でした。しかし、この課題を救ってくれたのが、政府開発援助(ODA)という団体でした。日本に食料を出してくれたり、また、今ある東名高速道路や東海道新幹線という、みなさんの知っている交通も、政府開発援助によって作られたものでした。

こうしてODAの恩恵を受けて復興した日本は、ODAを出す側になりました。そして、他国を援助するために使われているお金が、経済協力費というもので、みなさんの払っている税金からきています。これを聞いて人によっては、自国のために使えばいいと思っている人もいると思いますが、昔の日本の現状を救ったお返しとして、世界の貧しい人たちのために、お金を出していると思うと、僕はとても嬉しい気持ちになりました。

日本は今でも、発展途上国の復興を願うために、ODAとして活動を進めています。カンボジアという国は、内戦状態が長く続き、やっと長い戦争が終わっても子ども達は、教室や机、椅子などもない状況の中、日本のODAによって、2年間で約1万個の椅子や机が贈られたりして、10年間でできた学校の数は160校。そして、教室ができた数は、803教室もできたそうです。みなさんの払った税金が、国をまたいで世界の貧しい国への救い手となっているのです。

また、2011年におきた東日本大震災によって、数多くの被害が出ました。しかし、これまで、日本のODAによって復興した国々が、東日本大震災の復興を願うために、多くの援助がありました。世界のために払っている税金が、恩返しとして援助してくれる。税金は、こういった世界の人々とつながる。そういったお金であることを改めて知り、とても興味深く感じました。

僕が今払っている税(消費税)が、国や地方のために使われていることは、知っていましたが、世界にも自分の払っている税が行き届いていることに驚きました。分野の広い税をよりよくするために、僕もこれからしっかりと税を払おうと思いました。

後期高齢者医療保険加入の皆様へ

問 奈良県後期高齢者医療広域連合
TEL0744(29)8430

後期高齢者医療 高額療養費（外来年間合算）制度について

外来年間合算は70歳以上の高額療養費の上限を見直すことに伴い、年間をとおして長期療養を受けている方の負担を軽減する制度です。
下表のとおり、自己負担額が1割の対象者（※1）が基準日（※2）時点で計算期間（※3）の1年間で外来療養に係る額が年間上限額（※4）を超えた場合に、その超えた額を支給します。

対象者（※1）	負担区分が一般または低所得者Ⅰ・Ⅱ
基準日（※2）	令和3年7月31日
計算期間（※3）	令和2年8月1日から 令和3年7月31日までの1年間
年間上限額（※4）	144,000円

支給対象見込みの方には、奈良県後期高齢者医療広域連合より1月中に申請書が送付されますので、必要事項をご記入のうえ、役場 町民税務課までご提出ください。

※下記の被保険者は外来年間合算の申請を省略して支給します。
▶令和2年8月1日から令和3年7月31日までの全期間で奈良県後期高齢者医療広域連合の被保険者であり、高額療養費または外来年間合算の振込口座が登録されている方

国民健康保険加入の皆様へ

問 町民税務課 国保担当
TEL NTT (32)3081 IP直通 (39)9063

国民健康保険税納付のお知らせ

国民健康保険 第7期納期限 1月31日(月)

最寄りの金融機関【南都銀行・りそな銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行・郵便局】やコンビニエンスストア、スマートフォンアプリで納付してください。
なお、口座振替をされている方は、納期限の前日までに納税額に見合う金額の準備をお願いします。

国民健康保険税納付済通知書発送のお知らせ

令和3年中（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）にお支払いいただいた国民健康保険税の納付済通知書を1月中旬にお送りしますので確定申告などにご使用ください。
納付済通知書の金額は普通徴収（個別納付や口座振替）の納付額です。特別徴収（年金からの天引き）の方は、公的年金の源泉徴収票に記載している額でご確認ください。
（12月末に納付されて役場での納付確認が1月になった場合は、翌年の通知書に合算されることがありますのでご了承ください。）

令和3年度 特定健診はもうお済みですか?

40歳から74歳までの国民健康保険に加入されている皆さんが**今年度中に特定健診を受けていただける期間は令和4年3月31日（木）まで**です。
各自で医療機関に事前予約のうえ、受診券と質問票、保険証をお持ちになり受診してください。

マイナンバーカードに関する 休日窓口を開設します

1月15日(土)・30日(日) 9時～15時

※前日までにご予約ください。
（ご予約がなければ窓口は開設しません。）

窓口でできる手続き【役場開庁時も受け付けています】
・マイナンバーカードの申請（写真も無料で撮影します。）
・マイナンバーカードの受取り、電子証明書の更新手続き
・健康保険証としての利用登録等

予約・お問い合わせ 町民税務課 戸籍住民担当 NTT…TEL(32)3081 IP…TEL(39)9061

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System
0120-0178-26

通知カード、マイナンバーカード
Inquiries about Notification Card and My Number Card
0120-0178-27

マイナンバーカードの申請方法はこちら